

一般財団法人熊本県消防協会分担金等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人熊本県消防協会（以下、「この法人」という。）の定款第35条第3項の規程に基づき、分担金に関し必要な事項を定め、事業の安定的な実施と収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(分担金)

第2条 分担金は市町村が負担するものとし、その額は理事会の議決を経て定める。

(分担金の算定基準)

第3条 前条の分担金は、直近の国勢調査（総務省統計局）による市町村の人口に基づき、1人当たり4円として算定する。

(分担金の納付期限)

第4条 分担金は、毎年6月末日までに納付するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。